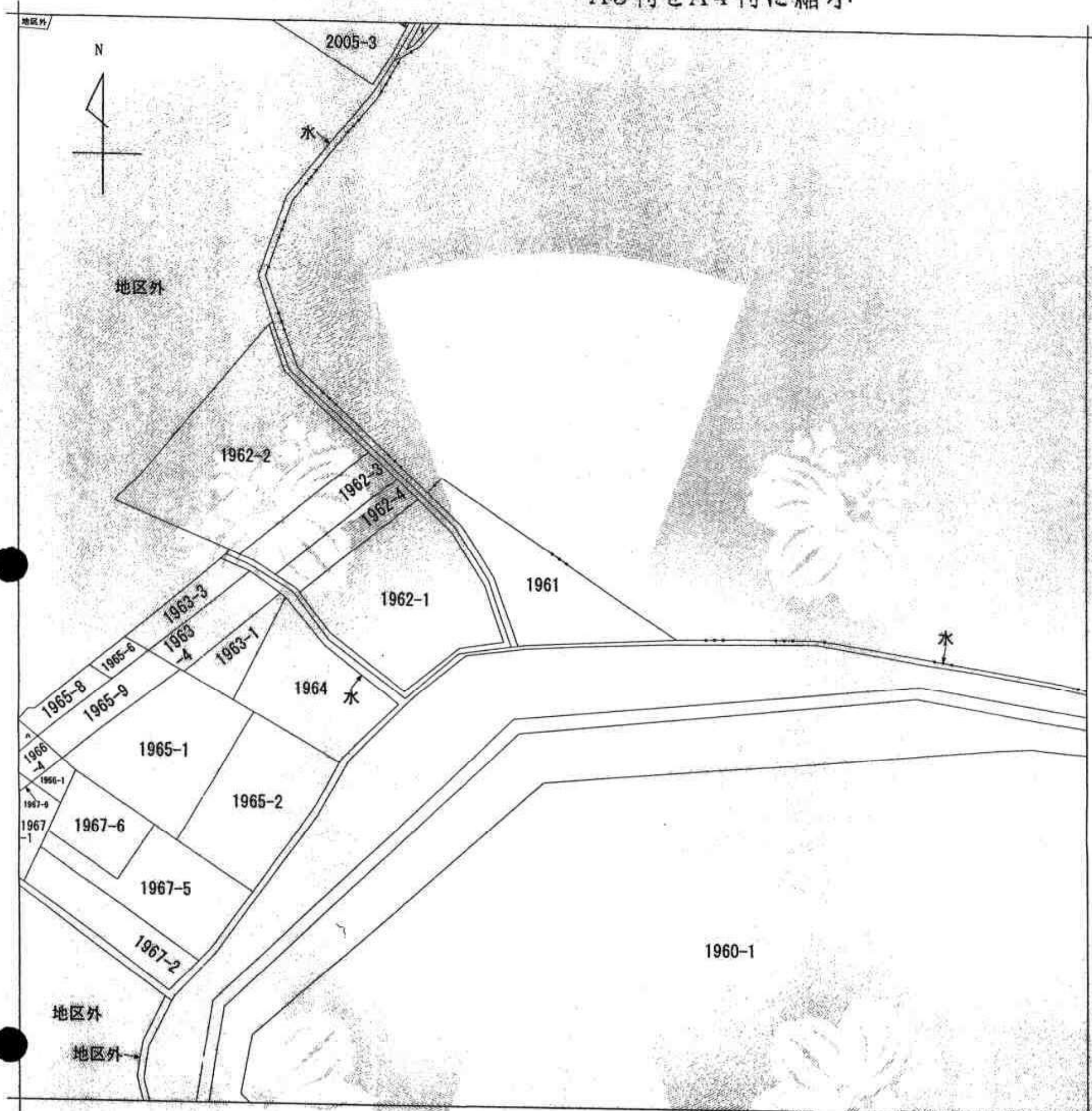


A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	観音寺市新田町字黒嶋			地番	1961番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	建標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治21年			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(高松法務局観音寺支局管轄)

平成25年2月26日

高松法務局

登記官

申請番号：12-2

(1/1)

(7枚目)

公用